

令和元年12月19日
於
府中市立教育センター

令和元年第12回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

令和元年第12回府中市教育委員会定例会議事録

1 開 会 令和元年12月19日(木)

午後3時00分

閉 会 令和元年12月19日(木)

午後3時59分

2 議事録署名員

教育長 浅 沼 昭 夫

委 員 新 島 香

3 出席者

教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 松 田 努

委 員 日 野 佳 昭 委 員 平 原 保

委 員 新 島 香

4 欠席者

なし

5 出席説明員

教育部長 赤 岩 直 文化スポーツ部長 五味田 公 子

教育部副参事兼指導室長 文化生涯学習課長 古 田 実

並 木 茂 男 文化生涯学習課長補佐 楠 本 順 子

教育総務課長 佐々木 和 哉 市史編纂担当主幹 英 太 郎

教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 スポーツ振興課長 市ノ川 恵 一

学校施設課長 山 田 英 紀 スポーツ振興課長補佐 青 木 達 也

学校施設課長補佐 町 井 香 図書館長 酒 井 利 彦

学務保健課長 佐 伯 富 丈 図書館長補佐 平 野 妙 子

給食センター所長 谷 本 耕 一

指導室長補佐 鈴 木 正 憲

統括指導主事 田 村 貴代美

統括指導主事 吉 田 周 平

指導主事 蓮 沼 喜 春

指導主事 國 廣 淨 和

指導主事 柴 崎 大 輔

6 教育委員会事務局出席者

教育総務課係長 矢 島 彩 子

教育総務課主任 元 村 考 呂

議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第36号議案

府中市学校教育プラン策定検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について

第37号議案

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について

第38号議案

府中市スポーツ推進計画検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について

第4 報告・連絡

- (1) 令和元年度セカンドスクール実施結果について
- (2) 市史刊行物「府中市史編さんだより」第8号の発行について
- (3) 府中市図書館協議会答申について

第5 その他

第6 教育長報告

第7 教育委員報告

午後3時00分開会

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、令和元年第12回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか新島委員にお願いいたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

◇

◎傍聴許可

○教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◇

◎第36号議案 府中市学校教育プラン策定検討協議会（仮称）
の設置に係る条例の改正の申出について

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第36号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、ただいま議題となりました第36号議案「府中市学校教育プラン策定検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について」につきまして、ご説明いたします。

初めに、1の「趣旨」でございますが、本市教育委員会では「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育むことを目指し、教育の直面する課題や問題の解決に取り組むため、主要な学校教育施策の方向性を示すものとして、平成26年度から令和3年度までを計画期間とした「第2次府中市学校教育プラン」を策定しており、これに基づきまして教育施策を推進しているところでございますが、同プランが令和3年度をもって期間終了となることから、新たな学校教育プランを策定するため、協議会を設置するものでございます。

2の「協議会の所掌事務」でございますが、（1）として府中市学校教育プランの案に関する事項、（2）として（1）に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項につきまして、調査審議するものでございます。

3の「協議会の組織」でございますが、（1）の委員の構成は、教育委員会が委嘱する委員12名以内をもって組織いたします。なお、委員の任期は2年とし、再任することを妨げません。（2）の会長及び副会長は、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定します。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理いたします。

次に4の「協議会の運営等」でございますが、（1）の会議は、会長が招集し、議事は出席した委員の過半数でこれを決めます。また、会長は必要があると認めるときは、委員以外の

者を会議に出席させて意見を聴き、または説明を求めることができます。(2)の委員報酬は、日額1万1,000円とします。

最後に5の「実施日」でございますが、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問はございますか。日野委員、どうぞ。

○委員(日野佳昭君) 協議会の委員の委嘱、先生たちの選び方について質問します。日本の教育プランについては、学習指導要領に沿って行われているわけで、諸外国からいいという評価をいただいているところもありますが、私は3つ問題点があると考えております。1つ目は、英会話、どうして日本人は英会話ができないのだろうか。2つ目は、ディベートです。自分の意見を言って表現する能力がどうして日本人にないのだろうか。3つ目は、道徳という教科書はあるのですけれども、人権という教科書はない。これは日本の特色だと思えます。外国では人権ということのほうを重視していると私は感じています。こういう点について、今の教育プランに批判的な考え方を持っている学識経験者の方の意見をぜひ聞いてみたいと、根本的な改革が必要であればそれにつなげてみたい。そういう意味で委員の構成の仕方についてご質問させていただきました。以上です。

○教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) 現在のところ人選としましては、構成は前回と同様、小学校の校長1名、中学校の校長1名、また、副校長会より副校長を1名、保護者代表としてPTA連合会より1名、学識経験者を3名、公募委員3名、また行政より部長職2名の合計12名を予定しているところでございます。今、日野委員よりご意見をいただきましたので、例えば学識経験者の3名を選任するとき、ただいまご意見いただきました点を踏まえまして、人選を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長(浅沼昭夫君) よろしいですか。ただいまのご意見に対して配慮しながら人選を進めていくということでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第36号議案「府中市学校教育プラン策定検討協議会(仮称)の設置に係る条例の改正の申出について」決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので原案どおり決定といたします。



◎第37号議案 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会(仮称)
の設置に係る条例の改正の申出について

○教育長(浅沼昭夫君) 続きまして、第37号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○学務保健課長(佐伯富丈君) それでは、ただいま議題となりました第37号議案「府中

市学校適正規模・適正配置検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について」につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

初めに、1の「趣旨」でございますが、現在本市では将来的に年少人口の減少が見込まれる中、一部の小中学校では、既に小規模化が進んできています。一方で、開発行為やマンション開発等により、地域によっては大規模校化している学校もあるなど、学校規模の地域間格差が顕著になってきています。今後、このような状況が進行していくと学校間における教育環境の不均衡や小規模化・大規模化による教育上・学校運営上の様々な問題が発生していく恐れがあります。加えて、現在、本市が進める学校施設の老朽化対策の実施に当たりましては、将来の児童・生徒数の状況を見越した対応が求められています。これらのことから、今後の各学校の児童・生徒数の増減に対応し、児童・生徒のより良い教育環境を確保するため、学校施設の適正規模・適正配置に関する本市の基本的な考えを整理することを目的として協議会を設置するため、府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の「協議会の所掌事務」でございますが、（1）府中市適正規模・適正配置に関する事項、（2）は（1）に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項につきまして、調査審議するものでございます。

3の「協議会の組織」でございますけれども、協議会は教育委員会が委嘱する委員12名以内をもって組織する。なお、委員の任期は1年とし、再任することを妨げないものでございます。（2）会長及び副会長、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定めます。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、または会長が欠けたときはその職務を代理いたします。

4の「協議会の運営」でございますけれども、（1）会議、協議会の会議は会長が招集し、協議会の議事は出席した委員の過半数でこれを決する。また、会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、または説明を求めることができる。

（2）委員の報酬につきましては、日額1万1,000円といたします。

実施日は令和2年4月1日とさせていただきます。なお、第1回の協議会の開催につきましては、令和2年7月頃を予定しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

日野委員、どうぞ。

○委員（日野佳昭君） 意見ですが、適正規模・適正配置を行うに当たって、府中市の学校はほかの地区と違って歴史が古くて、それぞれの学校が自分たちに誇りを持って、伝統を守って学校経営をしていると感じております。そこで、4の「協議運営」のところの会議というところに、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聴きという文章がありますので、関わり合いのある学校の校長先生、副校長先生、PTAの方にはぜひ、呼んでいただいて、その地元の意見を聴きながら会議を進めていただきたいと思います。意見です。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。

どうぞ、新島委員。

○委員（新島 香君） 今回のこの検討協議会というところでは、統廃合以外に学区の変更等も検討されるかと思いますが、前回の学区変更でも地域によってさまざまなご意見がある中で実施されました。結果として良かったことも悪かったこともあると思いますので、しっかり吟味できるような内容を検討していただけるといいなと意見として言わせていただきます。お願いします。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。平原委員、どうぞ。

○委員（平原 保君） 意見ということで述べさせていただきます。今回の趣旨の中に大規模化、小規模化しているということ、そしてそれに伴い、教育環境への影響、小規模化・大規模化、適正規模・適正配置ということですが、そこには児童・生徒数という数が教育環境に大きな影響を与えるということ、これは大切なことだと思います。それに加えて、適正配置等するときには、交通状況ですとか、児童・生徒の通学面での安全ですとか、それから何より先ほど日野先生がおっしゃいましたが、学校の歴史や文化、そして地域、府中市という大きなまちではありますが、その中においても各地域によって文化は異なる、歴史も異なる部分があると思いますので、そういったことも皆さん自信と誇りを持って生活されたり、学校に通わせていると思いますので、この委員会の中でそういったところも大事にした話が進められるように望んでいます。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ご意見ということでよろしいですね。松田委員、お願いします。

○委員（松田 努君） ほかの議案と比べるわけではないのですが、これだけ任期が1年なのですが、2年ではなく1年の大きな理由は何でしょうか。

○学校施設課長補佐（町井 香君） 任期が1年というところなのですが、今回適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理するというところで、他市の状況でございますが、町田市などは1年で考え方を整理するというところがございましたので、1年で考えさせていただきますところがございます。

○教育長（浅沼昭夫君） いかがでしょうか。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、各委員からご意見をいただきましたので、それを踏まえて検討していただくということになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、お諮りします。第37号議案「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので原案どおり決定いたします。



◎第38号議案 府中市スポーツ推進計画検討協議会（仮称）の
設置に係る条例の改正の申出について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第38号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○スポーツ振興課長補佐（青木達也君） それでは、ただいま議題となりました第38号議

案「府中市スポーツ推進計画検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について」につきまして、お手元の議案書に基づきご説明をさせていただきます。議案書の1ページ目をお開き願います。

初めに、1の「趣旨」でございますが、本市教育委員会ではスポーツ基本法の第10条第1項に基づき、平成26年度から令和3年度までの「府中市スポーツ推進計画」を本市独自の計画として策定することで、「スポーツタウン府中」の発展による健康で元気なまちづくりを推進しているところでございますが、同計画が令和3年度をもって期間終了となることから、新たな計画を策定するため本協議会を設置するものでございます。

次に、2の「協議会の所掌事務」でございますが、（1）として府中市スポーツ推進計画の案に関する事項、（2）として（1）に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項につきまして、調査審議するものでございます。

次に、3の「協議会の組織」でございますが、（1）の委員の構成は、教育委員会が委嘱する委員10名以内でもって組織いたします。なお、委員の任期は2年とし、再任することを妨げません。（2）の会長及び副会長は、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを決定いたします。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理いたします。

2ページに移りまして、4の「協議会の運営」でございますが、（1）の会議は、会長が招集し、議事は出席した委員の過半数でこれを決めます。また、会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または説明を求めることができます。（2）の委員報酬は、日額1万1,000円といたします。

最後に、5の「実施日」でございますが、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

新島委員、どうぞ。

○委員（新島 香君） スポーツ推進計画ということですが、この中には施設についても、例えば体育館を建て直すとか、そういった内容のことも含まれていくのでしょうか。また、その際には今、総合体育館のほうが台風19号の影響で使用できなくなっておりますが、そういった有事のときに機能が止まらないような、そういったものをつくっていくということも検討事項に入っていくのかどうか教えてください。

○スポーツ振興課長補佐（青木達也君） 本計画でございますけれども、ご指摘のとおり、こちらハード面も含めた計画ということで、ソフト面の部分、ハード面の両利用からなる計画と考えてございます。ただ、ハード面に関しましては、個々の施設につきましては細かい具体的な計画というものは別にご用意するものと考えていますので、どちらかという、大枠の部分の位置づけになってくるかなと今のところは考えてございます。それから、現在も台風19号の影響によりまして休館にさせていただいている体育館を1つ例にした災害云々といったところも、この中でどこまで細かく記載するかといった部分をこういった協議会の中でもご議論いただく中で、場合によってはもっと防災の観点、別の視点のところでもそういったものは定めるのですが、その辺は今の時点ではまだ決まったやり方というのはできてお

りませんので、計画の策定を進めるに当たってそういった部分も議論できればと考えてございます。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかでしょうか。新島委員、どうぞ。

○委員（新島 香君） 今年行われたラグビーワールドカップと来年オリンピックもありますので、残っていったレガシーというものも多分令和3年度をもって終了する、その後の推進計画ですので、もちろん盛り込まれているかと思っておりますので、ぜひそういった気運を下げないような形の、よりスポーツタウン府中が盛り上がる内容をご検討いただけたらうれしいなと思います。

○教育長（浅沼昭夫君） ご意見ということで承りたいと思います。

ほかにご質問、ご意見いかでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。第38号議案「府中市スポーツ推進計画検討協議会（仮称）の設置に係る条例の改正の申出について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので原案どおりに決定いたします。



◎令和元年度セカンドスクール実施結果について

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第4、報告・連絡（1）を学務保健課、お願いします。

○学務保健課長（佐伯富丈君） それでは、資料1に基づき、「令和元年度セカンドスクール実施結果について」報告をさせていただきます。

今年度は、第三小学校の5月13日から小柳小学校の10月25日までの間で実施をいたしました。

参加状況でございますが、参加児童数は全体で2,219人、在籍数2,241人に対しまして、参加率は99.0%でございました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。参加できなかった児童は22人で、理由といたしましては、体調不良が8人、家庭の都合が14人でございました。また、実施中の児童のけが等につきましては、けがや体調不良等により19人が医療機関で診察を受けました。うち4人の児童が保護者に迎えに来ていただき、途中帰宅いたしました。大事に至った児童はおりませんでした。また、四谷小学校の実施直前に台風19号が通過し、中央高速道路が相模湖付近で土砂崩れとなり、大月まで通行止めとなったため、四谷小学校では八王子ジャンクションから圏央道に入り、東名高速道路の御殿場インターチェンジを迂回して大月までという大幅な行程変更をせざるを得なかったのですが、無事に四谷小学校も実施することができました。また、各小学校においては体験プログラムや衛生管理など様々な対応に取り組んでいただき、大きな事故もなく無事に全日程を終了することができました。

報告は以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。平原委員、どうぞ。

○委員（平原 保君） 台風19号による四谷小のルートはわかりましたが、これは行きだけで帰りは普通の中央高速だけで帰れたのでしょうか。

○学務保健課長（佐伯富丈君） 通行止めが解除されていなかったため、往復このルートです。小柳小につきましては、復旧して無事に通過できていると聞いております。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告・連絡の（1）について了承をいたします。



◎市史刊行物「府中市史編さんだより」第8号の発行について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（2）をふるさと文化財課、お願いします。

○市史編纂担当主幹（英 太郎君） ふるさと文化財課より1点ご報告いたします。お手元の資料2「府中市史編さんだより」第8号をご覧ください。このたび「府中市史編さんだより」の第8号を刊行いたしました。この第8号では、1ページ目で今年の9月にラグビーワールドカップ、オリパラほか、本市の国際交流の機会に合わせて編集発行いたしました。ビジュアル版六カ国語併記の刊行物「武蔵府中まちの歴史物語」についてご紹介しております。また、2ページ目では3月に発行の学術的な基礎資料を掲載いたしました市史刊行物の原始・古代の考古資料編と文献史料編、近現代の資料編についてご紹介をしております。また、3ページ目以降では調査、研究に取り組んでいる各専門部会の今年度上半期の活動状況報告を掲載しております。記載の記事の近現代部会の調査では、松田委員に大変お世話になりました。改めてお礼を申し上げます。なお、本編さんだよりにつきましては、紙ベースで図書館や市内の主な施設、学校、関係者の皆様に配布をしておりますが、市のホームページからもご覧いただくことができます。報告は以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは、報告・連絡の（2）につきました了承といたします。



◎府中市図書館協議会答申について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして報告・連絡（3）を図書館、お願いします。

○図書館長補佐（平野妙子君） それでは、府中市図書館協議会の答申について、お手元の資料に基づきご報告いたします。教育委員会定例会資料3をご覧ください。

初めに、1の「趣旨」につきましては、令和元年5月28日に図書館長から府中市図書館協議会（以下「協議会」という。）へ諮問したことについて、令和元年10月28日に協議会から答申が提出されましたので、報告するものでございます。

次に、2の「諮問内容」は、府中市立図書館の今後の運営手法に関する事項でございまして、協議会への諮問の経緯は2つの視点がございます。1つ目は、中央図書館につきましては、平成19年12月より市民会館との複合施設として開館いたしましたルミエール府中にかかるPFI事業の契約期間が令和4年9月に終了するため、これ以降の運営手法について検討する必要があること。2つ目として地区図書館につきましては、現在市の直営施設でございまして、中央図書館をセンター館として中枢的な運営を行っていることから、中央図書館と同様に今後の運営手法について検討する必要があることから、この内容で審議したものでございます。

次に、3の「内容」でございまして、諮問を受け、協議会において6回の審議を行い、別添資料のとおり答申を作成していただきました。定例会資料3の（1）はじめにから裏面の（4）まとめまで記載しておりますが、当該項目につきましては別添の答申本文に基づきまし

て、順を追ってご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の「府中市図書館協議会答申」をご覧ください。1枚おめくりいただきまして1ページをご覧ください。「はじめに」として答申の趣旨を説明してございます。次に、2ページから11ページは「第1章 府中市立図書館の状況」をお示ししており、府中市立図書館の現在までの歩み及び基本方針や現在の運営手法導入に至った経緯を示すとともに、今回実施いたしました2つのアンケート結果を織り交ぜ、中央図書館と地区図書館それぞれの取組状況について触れています。

2ページをお開きください。2ページの1の「府中市図書館の歩み」では、昭和22年に府中読書室として開設してから、現在に至るまでの歩みについて、中段まで記載しております。中段の府中市立図書館の取組状況では、(1)に基本方針と役割、3ページ下段の(2)には現在の中央図書館の運営であるPFI手法導入に至った経緯を4ページ下段にかけて触れております。

5ページの(3)府中市立図書館の現状では、平成29年度の中央図書館の年間来館者数は、約75万8,000人で、蔵書冊数は約147万9,000冊、視聴覚資料の所蔵数は約7万3,000点にのびります。また、人口1人当たりの蔵書数は5.72冊となり、全国平均3.50冊を大きく上回る状況であることなどを記載しております。

続きまして、6、7ページをお開きください。6ページ上段の(4)中央図書館の運営状況では、ルミエール府中として市民会館との複合施設で開館した中央図書館について、PFI事業を採用して定型的な業務を民間事業者に委託し、基幹的な業務を市が行う業務の分担による運営のうち、市が実施している主な業務の内容を示すとともに、PFI事業の導入前と導入後を比較し、変化した状況について記載しております。

続きまして、8ページをお開きください。上段の(5)地区図書館の運営状況では、地区図書館は他の公共施設との複合施設で司書等の資格を有する職員を配置した運営を行っていることや、月別、年齢別の貸出冊数データ結果をお示した上で、夏季休業期間に当たる7月、8月には児童・生徒の貸出冊数が増える傾向を挙げ、学校図書館を補完する機能を担っていることを記載しております。

続きまして、9ページ中段の(6)運営経費の年度別比較では、中央図書館については、PFI事業の導入前と導入後の比較において、施設の規模拡大やPFI事業者の人件費を含むことで増額はしたものの、一部民間委託をしたことにより効率的な運営につながり、床面積1平方メートル当たりの年間経費は40%以上の削減につながっていること、地区図書館につきましても職員配置を段階的に行ったことで、中央図書館を基幹施設として連携を取りながら、年間経費の削減を図っていることも述べています。

続きまして、10ページをお開きください。10、11ページには(7)として平成30年度に実施いたしました府中市立図書館ご利用アンケートと図書館に関する市民アンケートの各種調査結果から見える中央図書館及び地区図書館の一部を記載しております。

次に、12ページをお開きください。12ページから25ページは「第2章 府中市立図書館の現状と評価」を示しており、第1章で述べた現状や取組状況を踏まえて、中央図書館と地区図書館それぞれの運営に関する評価等を記載しております。12ページ上段にございます1の「公立図書館のあるべき姿」には、図書館法や文部科学省による告示等の内容に触

れており、公立図書館が情報提供機関であることの基本的な考えを示しております。

ページ下段にあります2の「府中市立図書館の現状」では、第1章でお示いたしました現状や取組状況を踏まえて、(1)府中市立図書館の理念と伝統において、図書館先進地域と言われる多摩地域において、府中市立図書館は従来のサービスに加えて図書館システムやICタグの導入による自動貸出機や予約棚の設置、市政情報センターでの図書取次など独自のサービスの展開や、多様で高度なサービスを支えるボランティアの育成に努めてきた伝統に触れています。また、社会教育施設である図書館は、市独自の生涯学習理念である学び返しの実践を支える機能を持つ施設として、目に見えない経済効果を生むものとしての評価を示しています。

13ページ中段の(2)利用状況の変化では、中央・地区図書館ともに毎年緩やかに貸出数は減少している状況ですが、貸出数の減少は全国的な傾向であり、一般的に見て図書館として量から質への転換が迫られていると述べています。

ページ下段の(3)府中市立図書館の運営手法に関するアンケート調査の分析では、前述の2つのアンケートの中に、それぞれ今後の市立図書館の運営手法に関する問いを設けております。

次のページをご覧ください。市民アンケート結果では、15ページの円グラフにございますとおり、中央図書館については、図書館を利用したことがある方、ない方、それぞれ今までどおり市職員と民間事業者が分業で運営を行ってほしいという回答が多い結果となり、地区図書館については、民間事業者への委託や指定管理者制度を活用してほしいという回答が多い結果となっております。しかしながら、図書館を利用したことがある方、ない方、いずれもよくわからない、無回答の割合も多く、実際の図書館運営に対する認識が希薄と述べています。

16ページをお開きください。一方、利用者アンケートでは、中央図書館は今までどおり市職員と民間事業者が分業で運営を行ってほしい、地区図書館は今までどおり市職員に運営してほしいとの回答は半数近くあり、いずれの運営方法について一定の評価が得られていると述べています。

続きまして、16ページ中段にございます3の「中央図書館の運営に対する評価」では、(1)PFI手法を用いた運営の評価として、PFI手法の導入と市職員による基幹業務の遂行を合わせて行ってきた中央図書館の運営に関して、開館日数の増加や開館時間の延長、図書購入費の確保、財政削減効果等の評価について示しています。

17ページ中段の(2)運営上の業務分担に対する評価では、PFI事業を導入している他自治体の図書館では、民間が担う図書館業務が多い中で、府中市は図書館が担う基幹的な業務と考える部分は市の職員が直接実施し、PFI事業者との業務を分担し、運営に対する評価(モニタリング)のノウハウも市に蓄積されており、継続的かつ安定的な運営につながっていると評価する一方、18ページ上段には、将来構想の方向性を見出すための人材確保について触れています。

中段の(3)から19ページ上段の(5)にはPFI手法による長期契約によって市職員と民間事業者が長期間にわたるサービスの質の維持への評価や、地区図書館はもとより学校図書館や関係部署、他自治体との連携を行い、センター館としての役割を担っていくこと、

市職員と民間事業者が共同で運営することの指示系統のすみ分けが確立していることについて触れています。

続きまして、19ページ中段にございます4の「地区図書館の運営に対する評価」では、(1)設置状況(12館体制)の評価として、直営体制を維持してきた地区図書館の運営に対して、市内12か所に配置し、身近な情報拠点としての機能や児童・生徒にとって本に親しむ場であるとともに、学校図書館の補完機能を有することを示しています。下段の(2)職員体制に対する評価として、非常勤職員である嘱託職員及び臨時職員による直営で運営しており、12館のうち2館は臨時職員のみで運営を行っている状況を踏まえ、研修や業務経験の習得を十分に行った上で、段階的に職員配置を実施し、地域や利用者をよく理解し、学校や保育所等との連携ができる職員の育成がなされており、きめ細かいサービスの提供につながっていることは評価する一方で、今後図書館職員の身分の安定化を図る必要性や、研修制度の強化などの課題を20ページ中段にわたり示しております。

中段の(3)から(5)には中央図書館のPFI経費の全館共通経費で、図書購入費やシステムリース料などを含むことや正規職員を嘱託職員に配置変更したことによる人件費など、経費削減効果が図られていること、地域の特色を生かした選書の実施や職員の対応の満足度についてのアンケート結果では、「満足」「やや満足」をあわせた回答が中央図書館よりも10%以上高い結果となり、直営での運営に起因するものと示しております。

21ページの中段にございます(6)地区図書館のその他の課題として、設置状況やサービス内容等については一定の評価を得ており、現在の直営での運営が望ましいとする考えを示す中で、今後対処していく課題については複合施設である他の施設を所管する関係部署と検討・調整する必要があるため、そのためには同じ組織で調整ができる直営での運営がよりよい方法であると示しています。

続きまして、下段にございます5の「民間活力を図書館に導入することについての検討」では、(1)総務省、日本図書館協会の見解として、直営方式、包括業務委託、指定管理者制度、さらにルミエール府中が採用している手法であるPFI方式の3つの手法のうち、指定管理者制度について平成23年当時の総務大臣の発言や公益社団法人日本図書館協会の見解を例に挙げ、いずれも指定管理者制度が公立図書館になじまないとの見解を23ページ上段にかけて示しています。

続きまして、(2)の民間活力を導入する場合の要点として、アの「契約期間」では一般的な包括業務委託あるいは指定管理者制度の場合、単年度あるいは3年から5年という短期間に限られており、図書館職員が作り上げた図書館サービスと利用者との関係が未永く継承されていく必要がある中で、短期で職員が代わるような手法はなじまないとしています。

イの「経費」の場合、指定管理者制度では、一般的に施設全体の管理・運営について民間事業者を指定することで包括的な管理・運営業務を民間事業者に委ねることになりますが、公立図書館には「無料の原則」があり、民間事業者の経済的利益を担保する原資が乏しく、その分、人件費を始めとしたサービス維持に必要な経費が削減対象となることも考えられ、民間事業者が利益確保のために一層人件費を抑える可能性を排除できないとしております。一方、地区図書館のように、図書館運営に関する予算が抑えられている場合には、指定管理者制度を導入することにより、より高いコストがかかることも想定されると示しております。

24ページ中段にございますウの「教育機関・情報提供機関として守るべきこと」では、指定管理者制度など民間事業者に図書館全体の管理・運営を委ねることによる市の責任の下での選書や除籍、あるいはプライバシー保護などを含む図書館運営全般に対する運用が難しくなるとともに、市における図書館運営のノウハウが継承されない可能性を懸念した上で、業務範囲が狭い場合には期待される民間のノウハウの効果が発揮されにくいと示しています。

下段にございますエの「地域を知る職員の確保と育成」では、地域の情報拠点としての機能を行っていくには、地域を知る職員の存在が重要な要素になり、市が長期的な視点の下、責任を持って育成していく必要があり、直営の部分が機能することになるとした上で、人脈にも長けた職員の育成は、府中市の宝として将来に引き継がれることになると示しています。

25ページ上段のオの「市職員と民間事業者との共同による図書館運営」では、基幹業務は市が引き続き実施し、その他の業務について民間を活用する現状の府中市の中央図書館の形態は、民間のノウハウの発揮と、市の基幹業務への注力により、長期的な視点に立った図書館運営が可能となる考えであると示しております。

カの「図書館運営における指定管理者制度に対する評価」では、地方自治法の考え方や市民の生涯学習の活動による学び返しによる目に見えない経済効果について、21ページから示してまいりました民間活力を図書館に導入することについて、現在、府中市は中央図書館で採用しているPFI手法が基幹業務を市が直営で行い、その他の定型的な業務を民間に任せるという府中市独自の手法である1つのよりよい選択肢として捉えることができるとした上で、指定管理者制度を導入するメリットがなく、指定管理者制度を基本的に採用するべきではないとの考えを示しております。

26ページをお開きください。次に、「第3章 まとめ」として、府中市立図書館の現状、評価を整理した上で、中央図書館、地区図書館、それぞれの今後の運営手法について示しております。中央図書館につきましては、民間事業者のノウハウの発揮と市の基幹業務への注力による長期的な視点に立った府中モデルとも言える運営方法を評価した上で、次期運営では現状のように市と民間事業者が業務を分担し、サービスレベルの確保、向上に対する体制の維持に期待することを定義しております。地区図書館につきましては、地域に根ざした運営や職員の育成状況、運営コスト等の観点から責任ある運営とサービスの質を担保しているため、現状では直営での運営を維持することを明言しております。

次に、27ページから29ページは、答申の参考資料といたしまして、3つの資料を添付しております。

最後に、それ以降は資料編となっております、協議会の開催経過やご利用アンケート、市民アンケートの回答結果等を示しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

日野委員、どうぞ。

○委員（日野佳昭君） 18ページ、上から6行目、「一方で、今後のICT化を含む将来構想の方向性を見いだしていかなければなりません」と書いてありますが、質問は今後のICT化についての具体的なイメージ、どのような方法を考えているのかということをお聞かせください。また、これから考えていくということであればそれで結構です。私としては、ア

ナログである本というものとICT化をどうやって活用していくかというのは、なかなか具体的に思い浮かばないのですけれども、今やっているICタグだとか、そういうもののほかに考えられることとしては、地区図書館と中央図書館のインターネットでつながりを強化していくということ、その中に電子図書を入れていくとか、地区図書館で中央図書館の本が電子図書として見られるとか、そういうことがあったらすごく便利かなと、そのくらいしかイメージとして浮かばないのですけれども、何か考えていることとか、アイデアとかがあれば教えてください。

○図書館長補佐（平野妙子君） ご質問のICT化の今後ということでございますが、次の運営に関しましても今の図書館のサービスは維持していきたいと考えておりますので、ご発言にもございましたとおり、図書にICタグを付けた自動貸出ですとか予約、そういったものは継続してまいりたいと考えております。また、確かに他市のほうでも電子図書の購入ですとか、新しい取組も行っているところでございますので、そういったものが本市でできるかどうか、そういったところも今後は検討してまいりたいと思います。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいなかでしょうか。

○委員（平原 保君） 協議会の答申を読ませていただいた中で、読むときに3つの観点から読ませていただきました。図書館運営の基本という中には、継続性と安定性はすごく大事なのだらうなと思って読みました。それから、事業水準の維持・向上ということで、サービスの提供、それから地域の方との関係との業務水準の維持向上、それからもう1つは、サービス提供に大きく影響する人材の確保と勤めている人の資質、能力の向上という3つが大事なのかということで読ませていただきました。

今回の答申の中で安定的にやっていくためには、業務委託する図書館の民営活力の中には3つのことがあるということがよくわかりました。包括業務委託と指定管理者制度、そして府中市で取り入れているPFI手法ということで、それぞれのメリットとデメリットが書いてありました。2つの包括業務委託と指定管理者制度で進めていくと、どうしても安定性とか継続性のところにデメリットが出てくるということが答申から読み取れました。また、まとめのところにもそういうところに帰着しているのかなということを感じました。また、業務水準の維持向上ということでは、府中市で取っているPFI手法における分業制が非常に功を成して、基幹となる部分については府中市が補っていく。そして、中央図書館においては分業していますけれども、地域においては地域の方とのつながりが大事なのだという主張点が非常に見えてきて、地域の人 came ときに、人と人がつながっているということが、非常に読書活動を推進する上で大事なのだということも読み取れてきました。そういった意味から直営方式を取っているということで、まとめの中ではこれも継続していくことにすると、非常にいい方向性が出ているのかなということは感じています。

安定性の中にはノウハウの継承とともに、中にいる人が資質能力を高めていかないと図書サービスは上っていかないと。また、そこに大きなベースにある経費ということが出てきます。地域図書館は直営型にしましたが、正規職員から嘱託職員を入れたことによって、経費もコストの問題も解決できつつあるということですので、これからそういう方向で進んでいくのだなということを思いました。

あとは、学校教育の視点からすると、子どもの学校図書館機能の補完がなされています。

先ほど夏休みのグラフを見まして、夏休みになると子どもの利用者だとか貸出数もグラフを見ても上がっています。私も今でも図書館に行って1時間だけいるという時間も過ごしていますが、非常に活性化されていて、夕方、夜行くと高校生がたくさんいて、受験の勉強をたくさんしています。そういった活用法も非常に大事です。家庭ではなく図書館に来てそういう勉強をしているとか、年配の方で、一線を退いた方々が新たな勉強をしていたり、コミュニケーションを取っていたりという姿があります。図書館はすごく先進的な取組をしてきて、それが継続、発展した姿で成り立っているということから、この答申においてもそういうことを大事にした答申ができているのだなということを感じています。この答申を尊重してこれからも方向性が進んでいくのだらうなということに期待しています。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告・連絡（3）について了承といたします。



◎その他

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第5、その他ですけれども、何かございますか。



◎教育長報告

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第6、教育長報告に移ります。活動状況につきましては、別紙の「令和元年第12回教育委員会定例会教育委員会活動報告書」のとおりでございます。この報告書は令和元年11月16日から令和元年12月13日までの活動内容となっております。

私からは特段報告はございません。以上です。



◎教育委員報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第7「教育委員報告」に移ります。活動状況につきましては、別紙のとおりでございます。

まず、松田委員、お願いいたします。

○委員（松田 努君） 12月1日に小学生の税の書道展表彰式に臨席しました。式の前に展示してある作品を見せてもらいましたけれども、私が選考させていただいた作品も幾つか覚えているものもあり、改めて、きれいだったり、力強さがあつたりと、いろいろなすばらしい作品ばかりだと感じました。

次に、ちょうど1年前の定例会で府中市ではないのですけれども、ラグビーの授業に行ったとき、ラグビーワールドカップ日本開催を知っている子が60人中4人しかいなかったという話をしたのですけれども、今年も同じ小学校に行ってきたのですが、ほとんどの子がテレビを見て面白かったとか、非常に興味を持ってくれて思わず「だろ！」と大きな声で言ってしまいました。ラグビーは見た人の心を激しく揺さぶることができるスポーツだと改めて感じました。府中市でもおもてなしという取組でラグビーワールドカップとかかわった中学生、また、直接試合を見なくてもたくさんの子もたちが何らかの形でワールドカップとかかわり、影響を受けたのではないかと考えています。来年のオリンピック・パラリンピックでもさらに大きなものを感じてくれることを期待しています。

私からは以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。続きまして日野委員、お願いします。

○委員（日野佳昭君） 私から2点報告します。11月22日、新町小学校創立50周年記念式典の後に内祝いの会に出席しました。会は学校生活のスライドショーや合唱部のOBと先生による合唱などとても楽しい会でした。歴代の先生のうち1人、校長先生のお話、ご挨拶がありました。新町小学校の歴史と伝統をお話になっており、学校に対する愛着と誇りを感じられ、今後、学校の統廃合のときには難しい問題があるなど感じました。なお、当日雨で車を校庭に駐車させていただいたのですが、グラウンドがかなり傷み、あとで整備が大変だったということを知り、今後、注意したいと思います。

12月1日、人権作文発表会に臨席しました。最後に実行委員長の豊田様のお礼のお言葉がありました。本を読むことが大切であること、語彙が増え、表現力が豊かになると話してくださいました。また、府中市の小学校より7,800編、中学校より3,000編と他の自治体に比べ、たくさんの作文発表があり、東京の最優秀賞に府中市の1編が選ばれたそうです。学校の職員の皆様のご努力に感謝します。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。平原委員、お願いします。

○委員（平原 保君） 私からは2点報告させていただきます。12月1日（日）、午前中に第7回小学生税の書道展の展示会と表彰式に参加しました。この書道展に向けて府中市内の大勢の小学生が書写に取り組み、作品を応募していました。4年生から6年生までの作品の総数は3,294点にも及んだそうです。展示会場には、入選作品650点あまりが展示されていましたが、いずれも児童1人1人が思いを込めて書き上げた立派な作品でした。この取組を通して、丁寧に整った文字を書くことや文字の配列を考えて書くなど、学校で習得した書写の能力を発揮する場になっているなど感じました。また、本書道展への取組や各学校で授業として取り組まれている租税教室が、児童が税について考える良い機会になっていると感じました。

続いて、同じ日でしたが、12月1日（日）の午後には第24回の府中市小・中学生人権作文発表会に参加しました。小学生と中学生あわせて1万2,000点余りの作文が寄せられたとのこと。まず、これだけ多くの児童・生徒が各学校の教室で人権作文に取り組んでいることに大きな意義があると感じています。児童・生徒は自分の身近にある出来事や経験、様々な情報や知識から発達段階に応じて人権について考え、作文に表現しています。この活動を通して、相手の気持ちを考えたり、思いやりの心が育まれたりする機会となり、人権への意識が高まっていると推察できます。

次に、当日発表された皆さんの作品ですが、自分自身の経験や身近な人々とのかかわりから、人権について自分らしく説得力のある言葉で表現されていました。例えば、他人と異なる特性に不安を抱いたり、悩んだりしていたことがひしひしと伝わってくる発表がありました。また、いじめられた経験やその苦境から脱するために友だちの温かさや勇気について切実感を持って訴える発表もありました。さらに、障害や国籍についての偏見や差別をなくしていくことの重要性を訴える作文も発表されました。児童・生徒の作文発表から誰もが基本的人権の共有を妨げられない社会づくりに向けて貴重なメッセージが発信されていることを感じました。

最後になりますが、各校で児童・生徒の作文指導に取り組まれた先生方、並びに本発表会にご尽力くださいました府中市小・中学生人権作文発表会実行委員の皆様にご心からお礼申し上げます。ありがとうございました。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。それでは最後に新島委員、お願いします。

○委員（新島 香君） 私からは11月20日の総合教育会議に出席した際のことについて、お話しさせてもらいます。不登校対策とセカンドスクール事業という大きなテーマでの会議でしたけれども、特に不登校対策は、喫緊の課題であり、増加傾向にある不登校児童・生徒の個々に寄り添った対応が必要であることは間違いなく、多方面からの支援を考えていかなければならないと強く感じました。また、不登校を未然に防ぐ学校・学級経営、1人1人が安心して学校にいられる居心地の良い場所づくりには教職員一丸となつての対応が必要であり、若手教員からベテラン教員まで常にスキルアップを図りながら、子どもたちにとってより良い学校を子どもたちと一緒につくってほしいと思います。また、セカンドスクールもある程度の期間実施されてきて、今後のセカンドスクールを考えていく時期を迎えています。これまでの懸念材料であった実施時期や期間、緊急時の診療体制、担当教員の負担などの課題をクリアしつつ、内容はもちろんのこと、有事に保護者が迎えに行ける無理のない距離の範囲でこれからの子どもたちに必要な力を得られる良い機会となるようなセカンドスクールをしっかりと検討していかなければならないと思います。

次に、12月8日P連スポーツ研修会です。恒例の卓球、バレーボールの2種目での研修会でしたが、台風19号の影響で会場変更を余儀なくされた卓球は、第二中学校で無事に開催され、1年間練習してきた各校の選手の皆さんが保護者や教職員と親睦しつつ、気持ちのいい汗をかきながら練習の成果を発揮でき、良い機会になったのではないかと思います。また、バレーボールは予選を勝ち抜いた10チームによる白熱したトーナメント戦で、大変盛り上がりました。大会にご協力いただき、支えてくださっている卓球とバレーボール連盟の皆さんにも感謝する1日でした。今後もスポーツを通して保護者のネットワークが広がり、みんなで助け合いながら子育てができる環境を市内小・中学校全33校が加盟するPTA連合会さんに期待したいと思います。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。それではこれで令和元年第12回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。



午後3時59分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

令和2年3月6日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

新島 香